

人と自然が共生するまち 循環都市いわき

いわき市

環境基本計画



【第三次】

いわき市

は じ め に

本市においては、環境が限られた資源であることを深く認識し、市民、事業者及び市が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指すこととしております。

このような方針のもと、平成9年3月に「いわき市環境基本条例」を制定するとともに、同条例に基づき、平成11年3月に「いわき市環境基本計画」を、平成23年2月には「いわき市環境基本計画（第二次）」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

「いわき市環境基本計画（第二次）」では、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機及び生態系の危機に対応するため、基本目標として「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」及び「自然共生社会づくり」を掲げ、平成28年2月には計画の中間見直し、「いわき市環境基本計画（第二次）一部改定版」として、原発事故の発生に伴う放射性物質による環境汚染等を踏まえ、新たに「原子力災害からの環境回復」を基本目標の一つに組み込み、各種施策を展開してまいりました。

この間、国内外では、地球温暖化対策としての「パリ協定」の発効、持続可能な循環共生型社会の実現を目指した国の「第5次環境基本計画」の策定や、国において「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されたほか、本市においても、令和元年東日本台風等により甚大な被害に見舞われた自然災害が発生するなど、環境を取り巻く状況が大きく変化してきました。

このような状況を踏まえ、国や県の施策との連動を図りながら、新たな環境課題に対応するため、「いわき市環境基本計画（第三次）」を策定することといたしました。

本計画では、本市が目指していく環境都市像である「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を実現するため、「低炭素、循環、共生、安全・快適」の4つの環境分野別に基本目標を設定し、加えて、この4つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の1つとして、市民・事業者及び市などの各主体が適正な役割分担の下、お互いに連携・協力しながら自主的かつ積極的に環境保全に取り組むため、「支える仕組み」を新たに設定することで、総合的な施策展開を図ってまいります。

本計画は、環境課題に対する認識を共有し、市民、事業者及び市が互いに問題解決の当事者として行動するための一つの指針となるものであります。

本計画に基づき、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という共創の理念を基本に、環境保全の取組を積極的に進めてまいります。

令和3年3月
いわき市

いわき市環境基本計画（第三次）

第1章 序論	1
第1節 計画策定の背景	2
(1) 環境の状況・社会経済情勢の変化	2
(2) 「市環境基本計画（第二次）」の目標達成状況	5
(3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート）	6
第2節 計画の基本的事項	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画の対象範囲	8
(3) 計画の期間	8
第3節 計画策定のポイント	9
第4節 計画の構成	11
第2章 計画の目標	13
第1節 目指していく環境都市像	14
第2節 環境目標	15
基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】	16
基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】	16
基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】	16
基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】	17
基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】	17
第3章 施策	19
第1節 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】	21
(1) 次世代エネルギー社会の構築	22
(2) 徹底した省エネルギーの推進	24
(3) 気候変動への対応	28
いわき市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）〔第三次〕＜関連事項＞	30
第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】	35
(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	36
(2) 廃棄物の適正処理	40
(3) まちの美化と不法投棄の防止	42
第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】	45
(1) 生物多様性への理解の促進	46
(2) 生物多様性の確保	48
(3) 自然とのふれあいの機会の創出	52

第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】	55
(1) 大気・水等の保全	56
(2) 自然災害への対応	58
(3) 放射性物質への対応	60
第5節 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】	63
(1) 環境保全活動の促進	64
(2) 協働による環境保全	66
(3) 市の率直的な活動の実施	68
いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＜関連事項＞	70

第4章 計画の推進	75
第1節 目標達成の手法	76
第2節 環境指標による点検・公表	77
第3節 計画の見直し	77

参考資料	81
1 いわき市の概況	82
2 市環境基本条例	89
3 計画策定の検討体制	93
4 計画策定の検討経過	96
5 市民意見（パブリックコメント）等の概要	97
6 用語集	101

第1章 序論

第1節 計画策定の背景

- (1) 環境の状況・社会経済情勢の変化
- (2) 「市環境基本計画（第二次）」の目標達成状況
- (3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート）

第2節 計画の基本的事項

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の対象範囲
- (3) 計画の期間

第3節 計画策定のポイント

第4節 計画の構成

第 1 節 計画策定の背景

(1) 環境の状況・社会経済情勢の変化

①いわき市の環境を取り巻く情勢の変化

いわき市の地形は、西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別されます。山地は矢大臣山をはじめとした平均 700m 前後の山々が連なっており、その面積は市域の約 70% を占めています。東側の低地は太平洋に面して平野が開け、夏井川、鮫川等の河川が阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

年平均気温の平年値は約 13℃、年降水量の平年値は約 1,400mm、年間の日照時間は 2,000 時間を超え、積雪は年1～2回観測される程度で、県内でも温暖で過ごしやすい地域となっています。



いわき市概要図

2011(平成23)年3月11日、東日本大震災が発生し、地震・津波・原子力発電所事故により自然環境が損なわれ、倒壊家屋や除染廃棄物*などの処理体制が求められたほか、防災に強いまちづくりや原子力発電に依存しない社会を目指す観点からの再生可能エネルギー*の一層の活用が求められています。また、2019(令和元)年10月には、令和元年東日本台風等による甚大な被害に見舞われており、安全・安心に暮らすことができ、災害時のリスクにも適切に対応できるまちづくりが必要とされています。

②国内外の動向

i) 国際的な情勢

2015(平成 27) 年に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*}」が採択され、持続可能な開発目標 (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) (以下「SDGs」という。) が掲げられました。SDGs は、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標であり、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成され、環境・社会・経済の三つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。先進国を含めた国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが必要とされています。



図 SDGs の 17 のゴールのロゴ

出典：国際連合広報センター ホームページ

また、地球温暖化対策に関する動向としては、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定^{*}」が 2016 (平成 28) 年 11 月に発効しました。「パリ協定^{*}」では、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力目標を掲げています。2018 (平成 30) 年 12 月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくかなどの項目を含む、より詳細なルールブック（実施指針）が合意されました。日本を含む全ての条約加盟国において、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取組が加速しています。

これら国際的な動向も踏まえ、国においては、温室効果ガスを全体でゼロにする「2050 年カーボンニュートラル^{*}」（脱炭素社会）の実現を目指すことを宣言しています。

本市においても、国際社会、国及び県の取組と協調しながら、持続可能な社会づくりのために、市としての役割を果たしていくことが求められています。

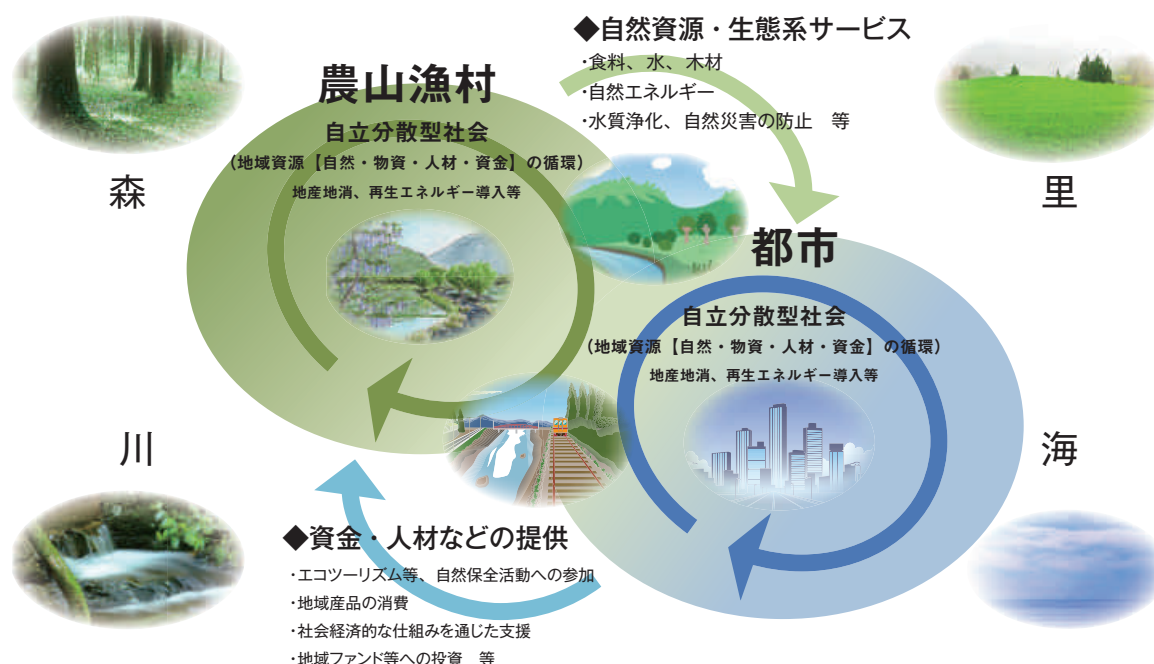
ii) 国の情勢

国の「第五次環境基本計画*」が、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏*」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現、が掲げられました。また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な六つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

今後の環境政策が果たすべき役割として、既存の財・サービスの継続的改善といったイノベーションから従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーションまで、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが示されました。

また、2016（平成 28）年 9 月に策定された「福島新エネ社会構想*」においては、エネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくため、「再生可能エネルギー*の導入拡大」、「水素社会*実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティ*の構築」を柱として、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指しています。

さらに、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギー*を最大限導入するなど安定的なエネルギー供給の確立を目指すとともに、革新的なイノベーションを追求することなど、温暖化対策及びエネルギー政策の具体的な方向性を示す「地球温暖化対策計画*」や「エネルギー基本計画*」の見直しが進められています。



出典：環境省 ホームページ

iii) 福島県的情勢

福島県では、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故等からの再生・復興に向けて、「環境回復の推進」という視点を加えた第四次福島県環境基本計画*が2013（平成25）年3月に策定されました。2017（平成29）年3月には、東日本大震災後の環境回復に向けた取組が一定の進展を見せ、また、2016（平成28）年11月の「パリ協定*」の発効などを踏まえ、第四次計画の改定が行われました。施策展開に当たっては、除染*や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図っていくものとなっています。

また、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン*」を踏まえ、再生可能エネルギー*の導入推進を加速させていくため、2011（平成23）年3月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン*」が策定されました。その後、東日本大震災によって再生可能エネルギー*を取り巻く情勢が変化し、復興に向けた主要施策の一つに「再生可能エネルギー*の飛躍的な推進による新たな社会づくり」を位置づけ、「福島県復興計画*」との整合を図るとともに、今後の導入推進施策等について震災以後の情勢も反映した内容とするため、2012（平成24）年3月に改訂が行われ、「2040（令和22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギー*で生み出す県を目指す」という目標が掲げられました。

（2）「市環境基本計画（第二次）」の目標達成状況

「市環境基本計画（第二次）」〔計画期間：2011（平成23）～2020（令和2）年度〕（以下「前計画」という。）では、「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を目指し、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」及び「原子力災害からの環境回復」を基本目標に掲げ、39の環境指標による進捗管理を行いながら、各施策を推進してきました。

環境指標の達成見込みを概観すると、基本目標4「原子力災害からの環境回復」については、発生した廃棄物の適性処理や住宅の除染*が進んだことから、目標を達成していますが、今後も引き続き市民の安全・安心を確保するため、施策の展開を図る必要があります。基本目標1「低炭素社会づくり」、基本目標3「自然共生社会づくり」については、一部を除き、概ね目標を達成していますが、今後も、更なる再生可能エネルギー*の導入拡大に向けた取組の検討や、環境教育や自然・動植物等の観察などの体験を通じて、生物多様性*への理解促進に取り組む必要があります。基本目標2「循環型社会づくり」については、概ね向上・改善されているものの、2020（令和2）年度までの目標達成は困難な状況にあり、今後、ごみ減量の基本的な施策である3R*の周知徹底など、一層の取組強化等を図る必要があります。

(3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート）

計画の改定にあたり、市民及び事業者を対象に実施したアンケート調査結果によると、前計画における基本目標2「循環型社会づくり」の基本施策「まちの美化と不法投棄の防止」について、現在の市の環境施策に対する満足度は低く、今後の重要度は高いと考えられていることから、取組を強化する必要があります。

基本目標3「自然共生社会づくり」の基本施策「自然とのふれあいの推進」について、生物多様性*による恵み（生態系サービス*）は、食料等の供給、防災・減災、土壌形成など、豊かで健康・安全な生活を支えるものであり、グリーンインフラ*としても重要ですが、アンケート調査によれば、市民及び事業者ともに、取組状況や重要性で低いとの回答の傾向にあり、生物多様性*の重要度が十分に理解されていないと考えられます。そのため、「生物多様性国家戦略*」の基本戦略をベースに、「理解の促進」「確保」「機会の創出」に施策体系を整理し、市民及び事業者が生物多様性*の価値や行動を認識する必要があります。

基本目標4「原子力災害からの環境回復」については、前計画において、基本目標の一つとしていましたが、2017（平成29）年11月末に面的除染が完了していることや、市民・事業者アンケート調査によれば、市の環境施策に対する満足度は高く、今後の重要度は中程度と考えられていることから、位置づけを変更する必要があります。

